

D 1 - 1 7

5 年 保 存 (常)
(平成31年12月31日まで)

F N . D 1 - 6 - 1

鹿 交 企 第 1 3 1 号

鹿 交 指 第 1 5 1 号

鹿 交 規 第 2 0 6 号

平 成 2 6 年 7 月 2 4 日

各所属長 殿

本 部 長

担当 統計分析係 TEL XXXXXXXXXX

交通事故抑止に資する交通指導取締り・最高速度規制等の推進について (通達)

平成25年12月、国家公安委員長が主催する「交通事故抑止に資する取締り・速度規制等の在り方に関する懇談会」において、「交通事故抑止に資する取締り、速度規制等の在り方に関する提言（以下「提言」という。）」が取りまとめられたところである。昨今の交通事故情勢及び提言の趣旨を踏まえ、車両の走行速度が影響する交通事故の抑止及び被害軽減等を図るため、交通指導取締り、最高速度規制等に取り組むに当たっての基本的な考え方や推進すべき事項は下記のとおりであるので、その着実な推進に努められたい。

記

1 基本的な考え方

交通事故の抑止、被害軽減を図るには、適切な最高速度規制等を実施し、交通指導取締り、交通安全教育、情報発信等により、これを遵守させるという総合的な速度管理が重要である。特に、速度管理の考え方や交通指導取締りの効果を示すなど具体的かつ分かり易い情報発信に努め、これらについて国民の理解を深めることが必要である。

2 交通事故抑止に資する最高速度規制等

(1) 一般道における最高速度規制等

最高速度規制が交通実態に合った合理的なものとなっているかどうかの観点から点検・見直しを推進すること。特に、生活道路においては、面的な低速度規制の積極的な推進を図ること。

併せて、最高速度規制の遵守を図るため、規制速度の趣旨や速度管理の必要性について、補助標識や看板、広報誌等の各種広報媒体を活用することなどにより、具体的で分かりやすい啓発に努めること。

また、生活道路や通学路における交通安全対策については、それぞれの地域の実情を踏まえた上で、その実効が上がるよう関係行政機関・団体との連携に

努めること。

(2) 高速道路における最高速度規制等

交通規制基準に即した、より合理的な交通規制となるよう規制速度の見直しを引き続き推進するとともに、補助標識の活用等により最高速度規制の実施理由について道路利用者の理解を促進し、その遵守を図ること。

併せて、最高速度規制の遵守や追い越し車線の適切な利用等を促すため、道路管理者等と連携した広報啓発活動、赤色灯を点灯させたパトカーによる警戒活動等の推進に努めること。

3 交通事故抑止に資する交通指導取締り

(1) 交通事故分析に基づく交通指導取締り

交通指導取締りの実施に当たっては、地域の交通実態や交通事故発生状況等を十分に分析し、取締り時間・場所・体制等の取締り計画を組織的に検討すること。また、取締りによる交通事故抑止の効果検証に基づき取締り計画を適宜見直すこと。

併せて、分析結果等を踏まえ、無免許運転、飲酒運転等の悪質性・危険性の高い違反や交差点関連違反等の交通事故に直結する違反に対する重点的な取締り、暴走族に対する取締り等の速度違反取締り以外を対象とする交通指導取締りの更なる強化にも努めるとともに、赤色灯を点灯させた白バイやパトカーによる警戒活動等の取締り以外の活動についても推進すること。

(2) 速度取締り管理の考え方の情報発信

ア 速度管理指針の策定及び情報発信

交通企画課、交通指導課及び交通規制課にあっては、本県警察の総合的な速度管理の考え方について指針（以下「速度管理指針」という。）を策定し、各所属への周知を図るとともに、県民への情報発信を行うこと。

イ 速度取締り指針の策定及び情報発信

警察署等にあっては、上記速度管理指針が示された後、同指針に基づき、警察署等单位での速度取締り管理の考え方を事故分析等を踏まえて具体的な指針（「速度取締り指針」という。）として策定し、県民への情報発信を行うこと。

なお、速度取締り指針の策定要領、策定期限等については、別途通知する。

4 留意事項

上記施策に取り組むに当たっては、下記の事項にも留意すること。

(1) 交通安全教育の推進

規制速度の遵守等に係る運転者教育に限らず、子供や高齢者を始めとする運転者以外の者への交通安全教育についても引き続き推進すること。

(2) 交通事故抑止に資する業務の適切な評価の実施

各職員が速度管理を始めとする交通事故抑止対策の必要性を十分に理解し、自信を持って職務執行に当たることができるよう指導教養の徹底を図るとともに、交通事故抑止に資する業務に対する適切な評価を行うこと。